

平成22年度
社会福祉法人西海市社会福祉協議会
事業計画

基本方針

1. 社会福祉法人西海市社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核的な団体として、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進を使命とします。
2. この使命達成のために、以下の理念に基づき事業を展開します。
 - ①住民参加・協働による福祉社会の実現
 - ②地域における利用者本位の福祉サービスの実現
 - ③地域に根ざした総合的な支援体制の実現
 - ④地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦
3. こうした事業を展開するために以下のような組織運営を行います。
 - ①地域に開かれた組織として住民参加を徹底し、情報公開や説明責任を果たします。
 - ②事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自立した経営を行います。

重点事業

1. 西海市策定の「地域福祉計画」作りに本会として積極的に参画し、併せて社協における事業推進の目標や長期ビジョンを明らかにするため、「地域福祉活動計画」策定を行います。
2. 平成23年度本市で開催される地域福祉実践研究九州セミナーに向けての準備に取り組みます。
3. 高齢又は心身の障がいや傷病等により支援が必要な方々へ安心して在宅生活を続けられるように独自の配食事業の推進と事業経営の安定化に努めます。
4. 地域の福祉力（福祉課題の解決力）の充実と福祉の風土を作っていくため、福祉推進員、民生委員児童委員との連携を密にして地域福祉を推進します。
5. ボランティア等住民参加活動の支援及び福祉教育の推進などボランティアの拠点・基盤を整備すると共に、人材のスキルアップやネットワーク推進を図ります。
6. 住民や福祉サービス利用者の立場を最優先に考え、安定的な提供と地域特性を考慮した事業を展開します。
7. 事業提携した長崎国際大学や西海市観光協会と連携し、地域（まち）づくりのための協働した事業を展開します。
8. 介護保険事業の積極的な事業推進を行うと共に、経費節減に努め経営の安定を図ります。
9. 市や市民の期待に添った指定管理受託事業の健全な管理運営に努めます。
10. 福祉団体連絡協議会や福祉施設連絡協議会等、福祉関係団体の事業支援を行います。
11. 市民への利便供与と収益による社会福祉事業への充当を目的とした事業経営に努めます。

事業推進計画

I 法人運営

1. 社会福祉協議会の基盤整備と活動機能の強化
 - ・本所および支所の円滑な運営
 - ・リスクマネジメントへの取り組み強化
 - ・関係機関団体、施設との連携と協力体制の強化
 - ・自主財源の確保と経費節減
 - ・職員の資質向上

Ⅱ 地域福祉活動

地域住民、民生委員児童委員、社会福祉施設、ボランティアや福祉サービスを提供する事業者など地域のあらゆる団体・組織の相互理解と協働によって住民参加による福祉社会を実現するため以下の事業を行います。

1. 地域福祉活動の充実促進

(1) 地域福祉活動計画策定への取り組み

全ての人が尊厳を持って家庭や住み慣れた地域の中で、安心して豊かな生活を営むことができる地域づくりのために「地域福祉活動計画」を旧町単位で策定します。

(2) 平成23年度本市開催地域福祉活動実践研究九州セミナーに向けての取り組み

九州各県の地域福祉関係研究者・大学教員・学生・社協職員等の参加による、これからの地域福祉のあり方を研究する地域福祉活動実践研究九州セミナーに向けて、市社協に作業チーム等を組織し、開催準備に取り組みます。

(3) 配食事業の推進

西海市からの受託事業と並行して、受託事業で対応できない在宅の要援護者へ社協独自の配食事業を行い、安心して地域に住み続けられる支援体制を整えます。

- ①要援護者のニーズに対応した食の提供と利用決定の短縮
- ②バランスの取れた食事の提供
- ③セット効果である安否確認、声かけ、見守り機能の充実
- ④安定した事業経営に向けた取組みの実施
- ⑤江島・平島地区での事業開始（平成22年5月開始予定）

(4) 福祉推進員活動の推進

地域の人間関係等の希薄化等で地域の課題解決力が低下しているため、行政区長や民生委員児童委員と連携のもと、住民主体の福祉推進員活動を地域に根ざしたものにします。

- ①福祉推進員活動の強化
- ②地域の中核的な福祉人材の育成
- ③市福祉推進員連絡協議会及び各地区福祉推進員会の活動支援
- ④福祉推進員研修会の実施

(5) 長崎国際大学や西海市観光協会と協働による事業展開

長崎国際大学と市社協及び市観光協会が展開する地域づくりを協働実践します。

- ①大学教員による市民、市社協役職員及び市観光協会会員の研修の実施
- ②福祉並びに観光における大学との協働研究の実施

(6) 地域組織化活動の展開

①ふれあい食事サービスの充実

民生委員児童委員やボランティア等と協力し、外出機会の少ない独居者等を対象に、会食型のふれあい食事サービス事業を実施します。

（西彼、西海、大瀬戸）

②要援護者ネットワーク事業

民生委員児童委員・福祉推進員はじめ関係機関と協力して要援護者の把握を行うと共に、見守り支援体制を構築します。

(7) 福祉総合相談システムの確立

地域の福祉ニーズに対して、多様な公私の福祉サービスと連携し、解決まで円滑な相談対応を行います。

① 法律相談の実施

県弁護士会と契約を結び、年3回の法律相談を実施します。

② 介護機器相談・貸出事業

在宅で介護を行っている世帯の相談に応じ、介護機器の貸し出しを行います。

③ 総合相談支援体制の確立

在宅サービスと地域サービス、本所と支所並びに関係機関と連携を取りながら職員のレベルアップを図り、相談を解決まで円滑に進めます。

(8) 福祉施設との連携・強化

① 福祉施設連絡協議会との連携・強化

市福祉施設連絡協議会を支援すると共に、関係者の資質向上や施設との連携を図ります。

② 第5回西海市障がい者ビーチスポーツ大会事業の実施

市内障がい者施設や障がい者団体と連携し、スポーツを通じた障がいのある方の社会参加を支援します。(平成22年8月24日(火)開催予定)

(9) 共同募金事業の協力・推進

募金の配分金は地域福祉事業の有効な財源であり、共同募金や歳末助け合い募金に対する理解を市民に広げ、募金事業への協力並びに積極的な推進を図ります。

① 市民に対する募金の使途を明確にし透明性を図ります。

② 参加型募金(イベント募金)の充実を図ります。

(釣り大会・ボウリング大会・グラウンドゴルフ大会等)

③ 募金を地域に還元する「地域配分金事業」の推進を行います。

(10) 学童保育事業の実施

① 常設学童保育の実施

大島地区において一般世帯や一人親世帯等を対象として、放課後の保育に欠ける児童を預かり、健全な遊びや発育の支援を行います。

② 夏期学童保育の実施

西彼・西海・大島・崎戸地区における一般世帯や一人親世帯等を対象として、夏休みの期間中に昼間の保育に欠ける児童を預かり、健全な遊びや発育の支援を行います。

(11) 地域子育て支援拠点事業の実施

大島児童館において、地域の乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流の場を開設し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的に実施します。

① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

② 子育て等に関する相談・援助の実施

③ 地域の子育て関係情報の提供

④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

(12) 福祉資金貸付金事業の推進

民生委員児童委員の協力による福祉貸付金の有効利用と低所得者世帯等の自立支援を下記の事業を通して行います。

① 生活福祉資金等貸付事業

②市福祉資金貸付事業

(13) 福祉組織化及び福祉団体への支援

福祉ニーズをもつ当事者の組織化や既存団体の支援を行います。また、福祉団体連絡協議会（老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会母子寡婦福祉会、民生委員児童委員協議会、療育を考える会）と連携を取りながら、福祉団体組織の活性化を図ります。

(14) 高齢者交流会の実施

- ①おとしよりの交流会実施（西海）
- ②一人暮らし高齢者の集いの実施（西彼・大島・崎戸 {江島・平島含む}）
- ③合同昼食会の実施（大瀬戸）

(15) 新たな福祉サービスの開発

制度の谷間にある福祉課題や低所得者、社会的支援を要する人々への対応に重きをおき、常に事業展開を通じて地域の福祉課題をとらえ直し、新たな福祉サービスや活動プログラムの開発を図ります。

- ①限界集落を対象とした福祉サービスの研究
- ②自宅や自室にこもり外出できなくなっている方へのサポート事業の実施

(16) その他の福祉事業

- ①出前福祉講座の実施
- ②チャイルドシート等の無料貸し出し
- ③初盆供物配布事業
- ④大島地区福祉ふれあいレクリエーション大会の実施（大島）
- ⑤ボランティアによるふれあい老人給食事業（江島・平島）
- ⑥離島地区医療送迎サービス事業（江島）
- ⑦にこにこコール（安否確認）サービスの実施（大瀬戸）
- ⑧福祉講座の支援（崎戸）
- ⑨ふれあい農園事業の支援（崎戸）
- ⑩大島ふれあいフェスティバルへの協力（大島）
- ⑪ふるさとまつりへの協力（平成22年度会場：西彼）
- ⑫24時間テレビチャリティー募金への協力

2. ボランティア活動の積極的推進

(1) ボランティアセンターの機能強化

ボランティア活動の推進拠点として、相談・登録・斡旋を円滑に進めます。

また、地域住民のボランティア活動に対する理解と関心を高める活動を展開します。

- ①ボランティア連絡協議会の支援・協力
ボランティア連絡協議会の組織強化と各団体と連携をとりながら、団体間の連絡・調整を図ります。
- ②ボランティアの人材育成・研修会等の実施
人材育成講座や研修会を開催し、人材の発掘を行うと共に、ボランティア意識の啓発を行います。
- ③ボランティアニーズバンクの研究・取り組み
個人のボランティアのニーズ把握と斡旋を行うため、ボランティアニーズバンクの研究を行います。
- ④ボランティア保険の加入促進

ボランティアの斡旋・登録を勧めると共に、活動を安心して行うために、ボランティア活動保険への加入促進を行います。

⑤一職員・一ボランティア活動の推進

社協職員が率先してボランティア活動に参加し、市民への啓発を図ります

(2) ボランティア協力校助成事業の推進

学校・保育園・幼稚園を通じて福祉教育の推進とボランティア活動の体験学習の充実を図り、関係機関と連携を取りながら地域福祉の普及活動を推進します。

(3) 福祉教育の推進

①教師への福祉教育の推進

教師を対象とした福祉講座を学校単位で行い、「総合的な学習」の支援や学校との連携を図ります。

②ワークキャンプ事業の実施

市内の児童・生徒を対象に宿泊型の実践活動や体験活動を通じ、児童・生徒の福祉意識向上を図ります。

③人材育成

県内の社会福祉士・介護福祉士養成校の実習生の積極的な受け入れと市社協独自の実習プログラムの構築に取り組みます。

3. 利用者の人権擁護

(1) 地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業）の推進

基幹的社協として判断能力が不十分な認知症高齢者や知的障がいのある方、精神障がいのある方への福祉サービスの利用援助や日常生活費の管理の支援を生活支援員と連携して取り組みます。

(2) 成年後見制度における法人後見に向けての取り組み

地域福祉権利擁護事業で対応できない高齢者や障がいのある方のニーズに対応するため、平成23年度市社協として法人後見実施に向けて取り組みます。

Ⅲ 介護系事業の展開

地域において、誰もが地域社会の一員として尊厳をもった生活を継続できる自立支援や利用者本位の福祉サービスを下記の事業を通して実現していきます。

1. 介護保険事業の充実促進

計画的に研修を行い、職員の質の向上に努めます。利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供します。また、利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図るため利用者に対し、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援します。

(1) 居宅介護支援事業

(2) 訪問介護事業

(3) 訪問入浴介護事業

(4) 通所介護事業

(5) 予防居宅介護支援事業

(6) 予防訪問介護事業

(7) 予防通所介護事業

2. 障害者自立支援法に基づく事業の実施

可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事などの介護、その他生活全般にわたる援助を行います。

(1) 居宅介護事業(ホームヘルプ)

(2) 重度訪問介護事業

(3) 移動支援事業

3. 独自サービスの充実促進

本会独自の事業として下記のサービスを提供し、入院中や施設入所中の方が安心して一時外泊等ができるように支援するほか、サービス内容の充実を図ります。

- (1) ホームヘルパーによる介護や生活援助
- (2) 移動入浴車を使った入浴介護
- (3) デイサービス

IV. 指定管理事業の健全な運営・推進

施設の管理運営については、サービスの向上と運営の効率化に留意し、施設の利用者との協力関係の構築を図り、適切な管理運営に努めます。

- (1) 西海市立大島児童館
- (2) 西海市立横瀬保育所
- (3) 西海市黒口ふれあいの館
- (4) 西海市高齢者コミュニティセンター「くろくち荘」
- (5) 西海市中浦すこやかセンター
- (6) 西海市大島生き生きデイサービスセンター
- (7) 西海市大島配食サービスセンター
- (8) 西海市江島デイサービスセンター
- (9) 西海市平島デイサービスセンター
- (10) 西海市大瀬戸デイサービスセンター
- (11) 西海市大瀬戸社会福祉センター
- (12) 西海市西海高齢者生活支援ハウス
- (13) 西海市崎戸高齢者生活支援ハウス

V. 各種受託事業の円滑な推進

西海市から委託を受けての事業で、各事業の円滑な推進に努めます。

- (1) 西海市在宅介護支援センター運営事業
- (2) 西海市特定高齢者通所型介護予防支援事業（5月より実施予定）
- (3) 西海市地域支援事業（配食サービス事業）
- (4) 西海市元気高齢者支援通所事業
- (5) 西海市軽度生活援助事業
- (6) 外出支援サービス事業
- (7) 放課後児童健全育成事業（大島）
- (8) 西海市障害者配食サービス事業

VI. 収益事業の安定的経営

市民への利便供与並びに社協が行う社会福祉事業への収益の充当を目的にレンタカー事業を行っており、事業の効率性と収益率を高めるよう努めます。

- (1) レンタカー事業 PR 活動（社協だより・社協ホームページ）
- (2) 車両（25人乗りマイクロバス・10人乗りワゴン車・昇降シート軽自動車）の整備の徹底